様式Ⅸ（集会所管理運営規約６条）　　保管期間　２年

会　計	ｽｹｼﾞｭｰﾙ	受　付

男山団地Ｅ地区集会所使用許可申請書兼誓約書

年　　月　　日

男山団地Ｅ地区集会所管理運営委員長 殿

Ｅ　　棟　　号

氏　名　　㊞

（電 話　　－　　－　　）

下記のとおり許可をお願いします。

なお、使用に際しては男山団地Ｅ地区集会所使用管理運営規約およびこれに基づく指示に従い、万一使用により事故が発生した場合、一切その責任を負うことを誓います

目　的 （団体名）	（　　）		
日　時	年　　月　　日（　　）　　午前・午後・夜間・全日		
区　分	公的使用・一般使用　１階 洋室（大）洋室（小）　２階 和室（左・右・全）		
料　金		鍵№.（警備会社の解除キー№.）	

※ 該当するところに○印をつけてください。

● 男山団地Ｅ地区集会所使用管理運営規約よりの抜粋事項

（目的）

第１条　男山団地E地区集会所(以下「集会所」という。）は、E地区住民の円滑な日常生活の維持向上のために行う集会、福利厚生事業等に使用するものとする。

（使用許可及び不許可）

第６条の２項　次の各号の一に該当するときは、集会所の使用を許可しない。

(1)　特定の宗教団体や政治目的等の使用

(2)　営利を目的とした使用であると認められるとき

(3)　建物、付属物または器具を損傷するおそれがあると認められるとき

(4)　E 地区住民に迷惑をおよぼす恐れがあると認められるとき

(5)　その他、集会所の管理運営上支障があると認められるとき

(使用者の義務)

第７条　集会所を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　許可を受けた目的以外に使用しないこと

(2)　使用後は、ただちに原状に回復し、清掃すること

(3)　建物、付属物または器具を毀損しないこと

(4)　火災防止に万全の注意を払うこと

(5)　その他委員長の指示に従うこと

２　使用者の責に帰すべき事由によって、建物、付属物または器具を滅失または毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

３　前項の賠償額は委員長が定める。